

古賀市特定用途制限地域による建築物・工作物の用途制限の概要

		田園居住地区	筑紫野古賀線沿線地区	備 考		
建築物	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅	○	○			
	店舗等	①	②	① 500㎡以下 ② 3,000㎡以下		
	事務所等	▲	○	▲ 500㎡以下		
	ホテル、旅館	○	○			
	遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場 等	×	×		
		カラオケボックス 等	×	×		
		マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券販売所 等	×	×		
		劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ 等	×	×		
		キャバレー、料理店 等	×	×		
	公共施設・病院・学校等	個室付浴場 等	×	×		
		幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○		
		大学、高等専門学校、専修学校 等	▲	▲	▲ 学生数が500名未満	
		図書館、博物館 等	▲	▲	▲ 3,000㎡未満	
		巡査派出所、一定規模以下の郵便局 等	○	○		
		神社、寺院、教会 等	○	○		
		病院	▲	▲	▲ 病床数200床未満	
		公衆浴場、診療所、保育所 等	○	○		
		老人ホーム、身体障害者福祉ホーム 等	▲	▲	▲ 収容人数200人未満	
		老人福祉センター、児童厚生施設 等	▲	▲	▲ 収容人数200人未満	
	工場・倉庫等	自動車教習所	×	×		
		自動車車庫(建築物に附属するものを除く)	×	×		
		建築物附属自動車車庫	▲	▲	▲ 600㎡以下 1階以下	
		倉庫業を営む倉庫	×	○		
		倉庫(倉庫業を営む倉庫を除く)	▲	○	▲ 500㎡以下	
		畜舎	○	○		
		工場	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋 等 (作業場の床面積が50㎡以下)	○	○	※ 原動機の制限あり
			危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	○	
			危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	○	
			危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	○	
	危険性が大きいおそれか又は著しく環境悪化させるおそれがある工場		×	×		
危険物の貯蔵・処理の量	自動車修理工場	×	○			
	量が非常に少ない施設	○	○			
	量が少ない施設	×	○			
	量がやや多い施設	×	○			
	量が多い施設	×	×			
産業廃棄物処理施設	×	×				
工作物	アスファルトプラント、コンクリート、クラッシャープラント 等	×	×			

注1) 農林業関係施設のうち規則で定めるものは制限対象外です。

注2) 本表は、特定用途制限地域に関する市条例の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

特定用途制限地域における建築物等の用途制限

①田園居住地区

		建築できる建物	建築できない建物
等	住宅	(1)住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅	—
	店舗等	(2)店舗、飲食店等(床面積の合計が 500 m ² 以内のもの) ※ただし、農林業関係の施設のうち規則で定めるものは面積制限なし。	(2)店舗、飲食店等(床面積の合計が 500 m ² を超えるのもの) ※ただし、農林業関係の施設のうち規則で定めるものを除く。
	所 事務	(3)事務所等(床面積の合計が 500 m ² 以内のもの)	(3)事務所等(床面積の合計が 500 m ² を超えるのもの)
	ル ホテル	(4)ホテル、旅館	—
	風俗施設・遊戯施設	—	(5)ボーリング場、スケート場、水泳場 等 (6)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券販売所、カラオケボックス 等 (7)劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ 等 (8)キャバレー、料理店 等 (9)個室付浴場 等
	図書館等	(10)図書館等(床面積の合計が 3,000 m ² 未満のもの) (11)大学、高等専門学校、専修学校 等(学生数が 500 人未満のもの) (12)保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校	(10)図書館等(床面積の合計が 3,000 m ² 以上のもの) (11)大学、高等専門学校、専修学校 等(学生数が 500 人以上のもの) (12)保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校 (13)自動車教習所
	等 病院	(14)病院(病床数が 200 床未満のもの) (15)診療所	(14)病院(病床数が 200 床以上のもの)
	設 福祉施設	(16)老人ホーム、身体障害者福祉ホーム 等(収容人数が 200 人未満のもの) (17)老人福祉センター、児童厚生施設 等(収容人数が 200 人未満のもの)	(16)老人ホーム、身体障害者福祉ホーム 等(収容人数が 200 人以上のもの) (17)老人福祉センター、児童厚生施設 等(収容人数が 200 人以上のもの)
	設 公共施設	(18)巡査派出所、一定規模以下の郵便局 等 (19)神社、寺院、教会 等 (20)公衆浴場 等	—
工場・倉庫等	車庫	(21)建築物附属自動車車庫(築造面積が 600 m ² 以内、かつ 1 階以下のもの)	(21)建築物附属自動車車庫(築造面積が 600 m ² を超えるもの又は 2 階以上のもの) (22)自動車車庫(建築物に附属するものを除く)
	倉庫等	(23)倉庫(床面積の合計が 500 m ² 以内のもの) ※ただし、農林業関係の施設のうち規則で定めるものは面積制限なし。 (25)畜舎	(23)倉庫(床面積の合計が 500 m ² を超えるのもの) ※ただし、農林業関係の施設のうち規則で定めるものを除く。 (24)倉庫業を営む倉庫 (25)畜舎
	工場等	(26)工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋 等の作業場の床面積が 50 m ² 以内のもの)	(26)工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋 等の作業場の床面積が 50 m ² 以内のものを除く) (27)危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場 (28)危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場 (29)危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場 ※ただし、(26)～(29)については、農林業関係の処理又は加工に必要な施設のうち規則で定めるものを除く。 (30)自動車修理工場 (31)産業廃棄物処理施設
	危険物の量	(32)危険物の貯蔵又は処理の量が非常に少ない施設 ※ただし、右欄の(33)(34)(35)の施設のうち、ガソリンスタンドの給油所は建築可能です。	(33)危険物の貯蔵又は処理の量が少ない施設 (34)危険物の貯蔵又は処理の量がやや多い施設 (35)危険物の貯蔵又は処理の量が多い施設 ※ただし、(33)(34)(35)の施設のうち、ガソリンスタンドの給油所を除く。
	工作物	※右欄以外	(36)アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等

注 1)本表は、建築基準法上の仕分けで表現しています。

特定用途制限地域における建築物等の用途制限

②筑紫野古賀線沿線地区

	建築できる建物	建築できない建物
等 住宅	(1)住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、兼用住宅	—
店舗等	(2)店舗、飲食店等(床面積の合計が 500 m ² 以内のもの) ※ただし、農林業関係の施設のうち規則で定めるものは面積制限なし。	(2)店舗、飲食店等(床面積の合計が 500 m ² を超えるのもの) ※ただし、農林業関係の施設のうち規則で定めるものを除く。
所 事務	(3)事務所等(床面積の合計が 500 m ² 以内のもの)	—
ル ホテル	(4)ホテル、旅館	—
風俗施設・遊戯施設	—	(5)ボーリング場、スケート場、水泳場 等 (6)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券販売所、カラオケボックス 等 (7)劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ 等 (8)キャバレー、料理店 等 (9)個室付浴場 等
図書館等	(10)図書館等(床面積の合計が 3,000 m ² 未満のもの) (11)大学、高等専門学校、専修学校 等(学生数が 500 人未満のもの) (12)保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校	(10)図書館等(床面積の合計が 3,000 m ² 以上のもの) (11)大学、高等専門学校、専修学校 等(学生数が 500 人以上のもの) (12)保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校 (13)自動車教習所
等 病院	(14)病院(病床数が200床未満のもの) (15)診療所	(14)病院(病床数が200床以上のもの)
設 福祉施設	(16)老人ホーム、身体障害者福祉ホーム 等(収容人数が 200 人未満のもの) (17)老人福祉センター、児童厚生施設 等(収容人数が 200 人未満のもの)	(16)老人ホーム、身体障害者福祉ホーム 等(収容人数が 200 人以上のもの) (17)老人福祉センター、児童厚生施設 等(収容人数が 200 人以上のもの)
設 公共施設	(18)巡査派出所、一定規模以下の郵便局 等 (19)神社、寺院、教会 等 (20)公衆浴場 等	
工場・倉庫等	車庫 (21)建築物附属自動車車庫(築造面積が 600 m ² 以内、かつ1階以下のもの)	(21)建築物附属自動車車庫(築造面積が 600 m ² を超えるもの又は2階以上のもの) (22)自動車車庫(建築物に附属するものを除く)
	倉庫 (23)倉庫(床面積の合計が 500 m ² を超えるのもの) (24)倉庫業を営む倉庫 (25)畜舎	
	工場等 (26)危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場 (27)危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場 (28)危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場 ※ただし、右欄(29)については、農林業関係の処理又は加工に必要な施設のうち規則で定めるものは建築可能です。 (30)自動車修理工場	(29)危険性が大きい又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場 ※ただし、農林業関係の処理又は加工に必要な施設のうち規則で定めるものを除く。 (31)産業廃棄物処理施設
	危険物の量 (32)危険物の貯蔵又は処理の量が非常に少ない施設 (33)危険物の貯蔵又は処理の量が少ない施設 (34)危険物の貯蔵又は処理の量がやや多い施設 ※ただし、右欄(35)の施設のうち、ガソリンスタンドの給油所は建築可能です。	(35)危険物の貯蔵又は処理の量が多い施設 ※ただし、(35)の施設のうち、ガソリンスタンドの給油所を除く。
工作物	※右欄以外	(36)アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等

注 1)本表は、建築基準法上の仕分けで表現しています。